

○国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則

〔平成16年6月10日
法人細則第18号〕
改正 平成18年法人細則第25号
平成18年法人細則第29号
平成19年法人細則第23号
平成23年法人細則第6号
平成28年法人細則第3号
平成31年法人細則第21号
令和4年法人細則第9号

国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号。以下「職務発明規程」という。）第13条の規定に基づき、職務発明に係る知的財産権を発明者に返還する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(契約内容の提示)

第2条 学長は、職務発明規程第5条の規定に基づき届出等のあった発明等に係る知的財産権を国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）が承継しないことを決定する場合には、発明者に別に定める職務発明に係る知的財産権の発明者への返還に際する契約書の内容を示し、発明者がこれに同意することを条件としてこれを行うものとする。

2 学長は、職務発明規程第6条の規定に基づき法人が知的財産権の出願等の手続を行った後に、出願審査請求を行わないことを決定した場合で、かつ、発明者が当該知的財産権の返還を希望したときは、発明者に別に定める出願審査請求を行わないことに伴う職務発明に係る知的財産権の発明者への返還に際する契約書の内容を示し、発明者がこれに同意することを条件としてこれを行うものとする。

3 学長は、法人が知的財産権の登録等の手続を行った後に当該知的財産権の維持を行わないことを決定した場合で、かつ、発明者が当該知的財産権の返還を希望したときは、発明者に別に定める権利維持を行わないことに伴う職務発明に係る知的財産権の発明者への返還に際する契約書の内容を示し、発明者がこれに同意することを条件としてこれを行うものとする。

(契約の締結)

第3条 学長は、前条の同意を得た場合には、速やかに、法人と発明者との間で、知的財産権の返還に係る契約を締結するものとする。

(雑則)

第4条 この法人規程に定めるもののほか、知的財産権の返還に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成16年6月10日から施行する。

附 則（平18.7.5法人細則25号）

この法人細則は、平成18年7月5日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学知的財産権返還契約細則の規定は、同年7月1日から適用する。

附 則（平18.8.25法人細則29号）

この法人細則は、平成18年8月25日から施行する。

附 則（平19.6.13法人細則23号）

この法人細則は、平成19年6月13日から施行する。

附 則（平23.1.27法人細則6号）

この法人細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平28.2.18法人細則3号）

この法人細則は、平成28年2月18日から施行する。

附 則（平31.4.26法人細則21号）

この法人細則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令4.3.24法人細則9号）

この法人細則は、令和4年4月1日から施行する。